

吹田市下水道敷及び法定外公共物（水路敷）占用料の額 改定内容

(単位：円)

占用物件		単位	占用料			
			現行	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第1種電柱	1本につき1年	2,200	2,600	3,100	3,300	
第2種電柱		3,400	4,100	4,900	5,000	
第3種電柱		4,600	5,500	6,600	6,800	
第1種電話柱		1,980	2,400	2,900	2,900	
第2種電話柱		3,200	3,800	4,600	4,700	
第3種電話柱		4,400	5,300	6,400	6,400	
その他の柱類		150	180	220	260	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	20	24	29	29	
地下電線その他地下に設ける線類		10	12	14	17	
路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,500	1,800	2,200	2,600	
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	1,200	1,400	1,700	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,000	3,600	4,300	5,200	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	1,300	1,600	1,900	2,300	
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	11,000	12,000	12,000	12,000	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,000	3,600	4,300	5,200	

吹田市下水道敷及び法定外公共物（水路敷） 占用料の額 改定内容

(単位：円)

占用物件		単位	占用料			
			現行	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	100	120	140	170
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		150	180	220	260
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		200	240	290	350
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		400	480	580	700
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		1,000	1,200	1,400	1,700
	外径が1メートル以上のもの		2,000	2,400	2,900	3,500
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			3,000	3,600	4,300	5,200
法第32条第1項第5号に掲げる施設	階数が1の地下街及び地下室	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.003を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額
	階数が2の地下街及び地下室		Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
	階数が3の地下街及び地下室		Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.010を乗じて得た額
	上空に設ける通路		7,200	6,200	6,200	6,200
	地下に設ける通路		3,600	3,700	3,700	3,700
	その他のもの		3,000	3,600	4,300	5,200
法第32条第1項第6号に掲げる施設	一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	110	120	120	120
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	1,100	1,200	1,200	1,200

吹田市下水道敷及び法定外公共物（水路敷）占用料の額 改定内容

(単位：円)

占用物件	単位	占用料				
		現行	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
道路法施行令 (昭和27年政 令第479号。 以下この表に おいて「令」 という。)第 7条第1号に 掲げる物件	看板（一時的に設けるもの に限る。）	表示面積1平方メートルにつき1月	1,100	1,200	1,200	1,200
	看板（一時的に設けるものを 除く。）	表示面積1平方メートルにつき1年	11,000	12,000	12,000	12,000
	標識	1本につき1年	2,400	2,900	3,500	4,200
	アーチ（車道を横断するもの に限る。）	1基につき1月	11,000	12,000	12,000	12,000
	アーチ（車道を横断するものを 除く。）		5,400	6,200	6,200	6,200
令第7条第4号に掲げる工事中施設及び同 条第5号に掲げる工事中材料	占用面積1平方メートルにつき1月	1,100	1,200	1,200	1,200	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同 条第7号に掲げる施設		300	360	430	520	
令第7条第9号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	階数が1の建築物	Aに0.006を 乗じて得た額	Aに0.007を 乗じて得た額	Aに0.008を 乗じて得た額	Aに0.010を 乗じて得た額
		階数が2の建築物	Aに0.009を 乗じて得た額	Aに0.011を 乗じて得た額	Aに0.012を 乗じて得た額	Aに0.012を 乗じて得た額
		階数が3以上の建築物	Aに0.011を 乗じて得た額	Aに0.012を 乗じて得た額	Aに0.012を 乗じて得た額	Aに0.012を 乗じて得た額
		その他のもの	Aに0.006を 乗じて得た額	Aに0.007を 乗じて得た額	Aに0.008を 乗じて得た額	Aに0.009を 乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.028を 乗じて得た額	Aに0.033を 乗じて得た額	Aに0.033を 乗じて得た額	Aに0.033を 乗じて得た額	

備考

1. 施行期日

令和5年4月1日以後の占用に係る占用料：令和5年(2023年)4月1日

令和6年4月1日以後の占用に係る占用料：令和6年(2024年)4月1日

令和7年4月1日以後の占用に係る占用料：令和7年(2025年)4月1日

2. Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。